大田区の情報公開制度と 個人情報保護制度

令和元年度の運用状況をお知らせします

11情報公開制度とは

区が保有している公文書の開示を求める区民の皆さんの権利を保障し、区政 情報の公開の推進を図るものです。法令や条例の規定により開示することがで きない情報や個人情報などを除き、開示を原則としています。

皆さんからの公文書の開示請求に応じて、元年度は下表のとおり決定しました。

実施機関	請求件数	決定内容(件数)				不服申立
天 / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		全部開示	部分開示	非開示	不存在	件数
区長	1,168	578	501	39	144	5
教育委員会	46	17	28	0	3	0
選挙管理委員会	3	0	3	0	1	0
監査委員	1	0	1	0	1	0
議会	1	0	1	0	0	0
合計	1,219	595	534	39	149	5

- ※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません ●請求者内訳…区内在住者187人、区内法人・在勤者392人、利害関係者10人、任意的開 示請求者630人(区外在住者、区外法人など)
- ※同一人が複数の請求を行っている場合があるため、請求者内訳は延べ人数です
- ●開示した主な公文書…調整計算図、耕地整理図、営業許可施設一覧、環境衛生施設業務 台帳など
 - ◎公文書・自己情報の開示請求は、

当該公文書を管理している課などへお問い合わせください

手数料は無料です。ただし、写しの交付は実費負担があります。

◎決定に不服があるときは、「審査請求」をすることができます

学識経験者で構成した「大田区情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問し、その答申を踏 まえ、裁決します。ただし任意的開示請求者は審査請求ができません。

◎ 「令和元年度公文書・自己情報開示請求運用状況」を閲覧できます

区政情報コーナーでご覧になれます。情報公開・個人情報保護審議会の会議資料(電子 計算処理に係る個人情報項目一覧を含む)も閲覧できます。

2個人情報保護制度とは

区は事務の執行上、皆さんの個人情報を収集・保管・活用しています。皆 さんの個人情報を保護するために、「大田区個人情報保護条例」を制定し、個 人情報の収集の制限、目的外利用や外部提供の原則禁止、個人情報を電子計 算組織に記録する際は「大田区情報公開・個人情報保護審議会」の意見を聴い たうえで実施するなど、個人情報の適正な管理のために区が守らなければな らない原則を定めています。

令和元年6月以降、新たに 電子計算組織を利用するとし た主な業務は右表のとおりで す。「大田区情報公開・個人 情報保護審議会」に意見を聴 いたうえで実施しています。

業務名	記録項目		
道路損傷等通報ア プリの試行導入	通報者のメールアドレス、通報 内容、画像、位置情報		
マンション管理状況届出 制度に伴う調査事務委託	管理組合代表者の住所、氏名、電 話番号、メールアドレス、経過記録		

●自己情報の開示請求などができます

区が保有している個人情報について、本人が開示や訂正を求めることがで きます。皆さんからの自己情報開示請求に応じて、令和元年度は下表のとお り決定しました。なお、法令などの規定により請求に応じられないことがあ ります。請求のときは、本人であることを確認するため必ず身分証明書など を提示していただきます。

請求件数	決定内容(件数)					
	全部開示	部分開示	開示請求に 応じられない	訂正請求に 応じられない	不存在	不服申立 件数
384	266	89	2	1	26	3

●開示した主な文書…介護認定審査会資料、住民票の写し等交付申請書、巡回相談報 告書など

チェック!

自分で守ろう!個人情報

- ★SNSやブログなどに、不用意に個人情報を書き込まない
- ★不審なメール・WEBサイトは閲覧しない
- ★パスワードは推測されにくいものにし、使い回さない
- ★事業者などに個人情報を提供するときは、利用目的や 管理体制を確認する
 - 問総務課情報セキュリティ対策担当 **☎**5744−1150 **☎**5744−1505

危険です! 「ながら運転」

区では、「ながら運転」禁止等 道路交通法関係法令の遵守を 条例で定めています(令和元年 10月1日施行)。また、区内で



発生している交通事故全体に占める自転車関与 率は43.7%(令和2年4月末時点)です。



- ●自転車に乗るときはスマート フォン・イヤホンを使用しない
- 雨天時にやむを得ず自転車に乗る ときは、レインコートを着用する
- 間都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画 担当

☎5744−1315 **⋒**5744−1527

みどりのまちづくりのため ゚ 緑化計画書の提出が必要です

- 図区内で行う次の建築行為など
- ●①敷地300㎡以上の建築物の新築・増築・改 築②敷地1.000㎡以上の製造施設・貯蔵施設・屋 外運動競技施設・屋外娯楽施設の建設③収容台 数20台以上で敷地300㎡以上の駐車場の設置
- ●「地域力を生かした大田区まちづくり条例」で規 定する①事業区域面積が350㎡以上か区画数が 5区画以上の道路を設ける住宅宅地開発事業② 計画戸数が15戸以上の集団住宅建設事業③事 業区域面積が350㎡以上の墓地開発事業
- ※詳細はお問い合わせください 間建築審査課建築審査担当
- **☎**5744 − 1387 **₹**35744 − 1557

~不安を抱えていませんか~

高齢者に関する相談は 地域包括支援センターへ

区は65歳以上の高齢者やご家族からの相談窓口と して、地域包括支援センターを22か所設置してい ます。

地域包括支援センターでは保健師や社会福祉士など の専門職が、介護や福祉などさまざまな相談に応じて います。お気軽にお電話にてご相談ください。

固高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744−1250 **₹**5744−1522

依田さんと一緒に 地球環境にやさしい ライフスタイルを実践しよう!



大田区出身の気象予報士である依田司さんが6月1 日付で大田区地球温暖化防止アンバサダーに就任しま した。

依田さんには、地球温暖 化に関する情報を発信して いただくとともに、この春 スタートした地球温暖化対 策を推進するための区民運 動「おおたクールアクショ ン」の応援団としてご活躍 いただきます。

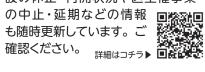
閻環境計画課計画推進・ 温暖化対策担当

☎5744−1362

6005744 - 1532

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

大田区における新型コロナウイル 相談窓口 ス感染症対策については、区HPに 最新情報を掲載しています。公共施 設の休止・再開状況や区主催事業



新型コロナウイルス感染症に伴 い、自治会・町会配布の休止など、 区報発行の体制を見直しました。当 面の間、月1回(21日号)、新聞 折込での発行になります。なお、1 日号掲載の「区民のひろば」も当 面の間、掲載・受付を休止します。

- ●症状がある・感染が疑われる方/新型コロナ受診相談窓□
- ◆大田区相談センター
- **☎**5744−1360 **☎**5744−1524 (平日午前9時~午後5時)
- ●東京都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ※土・日曜、休日は終日
- ☎ 5320 4592(平日(夜間)午後5時~翌午前9時)
- ●感染への不安のある方 ●大田区保健所 感染症対策課
- **☎**5744−1729 **₹3**5744−1524

(平日午前8時30分~午後5時)

- ●東京都新型コロナコールセンター ※多言語(日・英・中・韓)による相談も可
 - **☎**0570-550571 **☎**5388-1396 (平日午前9時~午後10時) ※土・日曜、休日も受付